

「令和7年度 徳島県企業BCP認定制度」に関するQ & A

【作成日：R7. 6.30】

※「Q & A」については、今後も必要に応じて随時更新していく予定です。

申請・審査手続き関係

Q 1 徳島県建設業BCP審査会（事務局：徳島県県土整備部建設管理課建設業振興指導室及び公益財団法人徳島県建設技術センター）において、認定証の交付を受けている場合、その企業について、徳島県企業BCP認定制度（事務局：徳島県経済産業部経済産業政策課）においても認定されているものとみなされるのか？

A 1 「徳島県建設業BCP認定制度」と「徳島県企業BCP認定制度」は別制度であり、企業BCP認定制度における認定を受けるためには、建設業BCPとは別に申請が必要です。
（審査方法、有効期間、優遇措置、制度の観点等が異なります。）

Q 2 申請する際に提出が必要となる書類はなにか？

A 2 本認定の申請に必要な書類（申請書類）は、

- (1) 徳島県企業BCP認定申請書（様式1）
- (2) 企業BCP認定チェックリスト（様式2）
- (3) 添付書類一覧（様式3）
- (4) 上記(3)に定める書類として、
 - ① 自社の事業継続計画（BCP）の写し
 - ② BCPにおいて想定している災害に関するハザードマップ
 - ③ 訓練の計画及び実施状況が確認できる書類（訓練報告書、写真等）
 - ④ 地域貢献の取組が確認できる書類（協議報告書、協定書の写し等）
 - ⑤ 会社案内書
 - ⑥ 上記のほか、企業BCP認定チェックリスト（様式2）に沿った確認のために必要となる資料

としております。

Q 3 B C Pに関する書類について、「徳島県B C Pステップアップ・ガイド」に作成例が示されているが、この様式を用いて作成しないといけないということか？

A 3 「徳島県B C Pステップアップ・ガイド」に掲載している様式は、作成例として、参考にお示ししているものです。

Q 4 申請に必要な書類の提出後、書類の修正や追加等を行うことは可能か？

A 4 申請に必要な書類の受付期間中については、書類の差し替えが可能です。受付期間終了後の書類の修正や追加等の申し出には原則応じられません。なお、申請後は、書類審査と、申請内容に基づくヒアリングを予定しておりますが、審査の過程において、補足説明のための資料提出をお願いする場合があります。

Q 5 申請書類の作成等にあたって質問等がある場合はどこに連絡すればよいのか？

A 5 経済産業政策課 団体・振興担当にお問い合わせください。
電話 088-621-2322
F A X 088-621-2897
E-mail keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

Q 6 審査については書類審査のみか？（面接審査は行わないのか？）

A 6 審査は、原則事務局及びオブザーバーが「書類審査」及び「面接審査」を行ったうえで、外部有識者等からなる「徳島県企業B C P委員会」において、認定の可否を判定するための意見を賜ることとしております。

「面接審査」については、策定成果（必要な更新及び見直しを含む。）についてヒアリングを実施いたします。

ヒアリングについては、B C P作成（担当）者の方を対象に行う予定です。

なお、審査書類について疑義が生じた場合は、随時に調査し、必要な報告を求めるとともに、必要な指示をすることがあります。

Q 7 非認定となるのはどのような場合が考えられるか？

- A 7
- ・提出が必要となる書類に不備（不足等）があった場合
 - ・審査要領において記載するように定めているにもかかわらず、その記載がない場合や記載内容が不明確・不適切な場合
 - ・自社が主体的にBCPを策定したものと認められない場合
 - ・審査の結果、BCPに関する取組みについて、さらなる充実見直しが必要と判断される場合
- などです。

なお、「継続更新」にあたっては、前回認定以降の期間について、計画に基づく訓練の実施、及びBCPの改善見直しが1年に1回以上行われていない場合は、非認定となる場合があります。

**Q 8 審査の結果、非認定となった場合はどうなるか？
また、次の受付時に再申請することは可能か？**

- A 8 非認定と判定された場合は、その理由を記載した「非認定通知書」を交付することになります。
- 今回の審査で非認定となっても、次の受付時に再申請を行うことは可能です。
- ただし、虚偽記載等の悪質な行為が判明したことにより、「不適合通知書」や「認定取消し通知書」が交付された場合は、それぞれ交付日から1年間は再申請ができません。

Q 9 次年度以降の申請受付・審査・認定スケジュールは？

- A 9 次年度以降のスケジュールは未定です。本年度の認定状況等を考慮した上で今後検討したいと考えています。

確認項目関係

Q10 ハザードマップとはどのようなものか？

A10 南海トラフ巨大地震をはじめとする「大規模災害」が発生した際の震度、津波、液状化などの被害想定等を図面（地図上）で表したものです。

県、国、市町村等が発表しているハザードマップ上に、自社に関する情報（拠点、代替拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集ルート、資材調達ルートなど）を描いたものを、添付書類として提出してください。

※ハザードマップについては、県、国、市町村等のそれぞれのホームページ等にて取得が可能です。

◇県のHP「徳島県防災・危機管理情報『安心とくしま』」

(<https://anshin.pref.tokushima.jp/>) 等に掲載しています。

Q11 すだちくんメールの登録方法は？

A11 県ホームページから、「すだちくんメール」の登録ページにアクセス可能です。

◇「すだちくんメール」新規登録画面URL

(<https://s.ourtokushima.jp/>)

Q12 徳島県BCPステップアップ・ガイド第3部の「BCPの訓練と見直し」に関する取組は、新規申請の場合も必要なのか？

A12 今回の制度における事業継続能力の促進（計画策定及び実践活動）の観点から必要です。

より「実効性の高い」事業継続計画（BCP）とするには、BCPの改善を着実に実施していくことが極めて重要であり、改善に基づいて実施した内容を記録・検証し、PDCAサイクルに当てはめることで、更なる事業継続力の向上につながります。

BCPを有効に運用していくためには、重要業務の担当者全員が関与する必要があることを踏まえて、経営者をはじめ、全社横断的な運用体制を構築するとともに、社内への周知と教育によるBCP理解促進の努力が必要であり、その部局の管理者が進捗を管理するとともに、全社の事務局としても、進捗を確実に管理することが重要です。

また、BCPの運用は、会社が存続する限り継続されるべき活動であり、維持可能ものとして会社に定着させることが必要です。

BCPの運用と継続的な改善を行っていくことをBCMといいますが、このBCMには、定着を図ることが不可欠の要素となっています。

※BCM=Business Continuity Management

その他

Q13 認定を受けた企業について何らかの恩恵はあるか？

- A13 ・認定制度のロゴマークの使用許可によるPR支援
・徳島県中小企業向け融資制度における金融支援

Q14 新規認定を受けた後、2年後の継続更新申請までどのような運用が必要か？

- A14 BCPを策定してもそのまま放っておくと、会社の実態に次第に合わなくなり、社員の認識も低下していくので、日常の継続的な維持の努力と定期的な訓練が欠かせません。

認定の継続更新にあたって、前回認定以降の期間について、最低でも1年に1回行われているか確認することになります。

計画に基づく訓練や、BCPの改善見直しの実施がなされていない場合には、非認定となることがあります。

Q15 徳島県企業BCP認定制度の審査要領や徳島県BCPステップアップ・ガイドはどこで入手できるか？

- A15 県のホームページ（企業防災ガイドライン）に掲載しています。
(<https://pref.tokushima.lg.jp/jigyosyanokata/sangyo/shokogyo/5018073/>)

Q16 更新審査期間とはどの期間のことを指すのか？

- A16 認定期間は2年間であるため、継続して認定を受けるには、新規認定後、2年ごとに更新申請が必要となります。

その更新申請が必要な期間のことを「更新審査期間」と称します。

更新審査期間は6年であるため、更新申請回数は計3回となります。

Q17 更新審査期間終了後、認定によるメリットは継続して利用できるのか？また、引き続き認定企業として認められるのか。

- A17 認定によるメリットについては、引き続き利用できます。
また、認定企業としても引き続き認められます。

Q18 更新審査期間終了後は、BCPの更新はしなくていいのか？

A18 BCPの更新は、引き続き継続してください。

BCPの運用には、日常の継続的な維持の努力と定期的な訓練が欠かせません。更新審査期間が終了すると、更新申請は免除されますが、引き続き、最低でも1年に1回は自社でBCPの見直し及び更新をしてください。また、当課からも更新のお知らせ及びセミナー等の案内は継続して実施いたします。